

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
さぬき市	鶴羽地区	令和3年3月11日	令和4年5月30日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	91 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	59 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	18.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.2 ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

鶴羽地区のアンケート調査によると、中心経営体による新たな農地の引受け意向は20.2haで、一方、高齢化や後継者不足の中、70才以上でかつ後継者が未定の方の農地は10.2haであり、今後の遊休地化を防ぐためには、新たな担い手の確保や引受け面積の増加が必要である。また、地区内の農地の多くが狭小で分散しており、パイプラインも未設置のため、農地の維持管理に労力を要している。近年、イノシシやサル等の侵入により、野菜等の作付けができないほ場が増えている。関係機関と連携し、新たな担い手の確保や既存の担い手の育成と支援の取組を進める必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者(法人含む)及び基本構想水準到達者6経営体が担うほか、将来的には、受け手が不足することから、地区内外から、新規就農者等の受け入れを促進する。

認定農業者が借受しているほ地は分散しているところが多く、今後の借受については、作業性等を考慮し、農地機構や農業委員会と連携し、現状の借受農地に隣接する農地をあっせんしたり、担い手間て農地を交換するなど、集約化を進める。

新規就農者の定着や経営発展支援に向けて、技術や経営面の習得や地域の先輩農業者との交流等により問題解決を図る機会を設けるなど受け入れやすい環境づくりを関係機関の協力を得ながら地域ぐるみで進める。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○農地の貸付け等の意向の把握 アンケート調査に基づき、鶴羽地区において、耕作規模を縮小及び耕作をやめて農地を貸したい・売りたいと回答された農地は8.6haとなっている。</p>
<p>○農地中間管理機構の活用方針 中心経営体の将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地機構の中間管理機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。あわせて、地権者の県外移住や耕作者の死亡等により、貸借が困難になる事例も増えており、相続時の農業委員会への届出と連携した農地機構の活用を進める必要がある。</p>
<p>○基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域での話し合いによる合意形成を進め、農地の大区画化・汎用化、パイプライン化、農道整備等の基盤整備への取組を推進する。</p>
<p>○土地利用型作物の推進方針 米、麦、ブロッコリー、ニンニク等の土地利用型作物については、カントリーエレベーターやJAの作業支援を有効に活用し、中心経営体の規模拡大を積極的に進める。</p>
<p>○鳥獣被害防止対策の取組方針 地域ぐるみで鳥獣害対策に取り組むため、集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等について検討する。</p>
<p>○地域ぐるみの保全活動への取組方針 多面的機能支払い制度の利用など地域ぐるみの取組を積極的に進める。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A経営体	露地野菜	2.20 ha	露地野菜	2.20 ha	
認農	B経営体	青ネギ、水稲	1.56 ha	青ネギ、水稲	1.56 ha	
認農	C経営体	露地野菜、水稲	0.74 ha	露地野菜、水稲	0.74 ha	
認農法	D経営体	水稲、麦、飼料作物	0.46 ha	水稲、麦、飼料作物	20.46 ha	
到達	E経営体	露地花木、果樹、露地野菜	0.78 ha	野菜	0.98 ha	
到達	F経営体	露地花木、果樹、露地野菜	0.60 ha	露地花木、果樹、露地野菜	0.60 ha	
計	6人		6.3 ha		26.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。